

茂福祉第72号
令和6年5月13日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 細谷 菜穂子 様

茂原市長 田中 豊彦

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和5年11月16日 付け茂監第62号)

| 福祉部 | 社会福祉課 |
|--|-------|
| 監 査 結 果 | |
| <ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会が行った補助金の事務手続きに一部誤りが認められたことから、改めて事務の手順や必要書類等について社会福祉協議会に示すとともに、社会福祉課においても書類審査の徹底に努められたい。・社会福祉協議会への社会福祉法人指導監査の実施にあたっては、今回の監査結果を踏まえた上で、会計基準に則した適正な会計処理に向け、適切かつ効果的な監査を執行されたい。 | |
| 措 置 内 容 | |
| <ul style="list-style-type: none">・補助金の事務手続きは、事務手順・必要書類等を含め改めて社会福祉協議会に示した。令和5年度の補助金の事務手続きにおいては、指摘事項も含め社会福祉課において必要書類の確認や提出された書類の内容について審査を行い、誤りなく事務処理を行っている。・社会福祉法人指導監査にあたっては、社会福祉法人会計基準に則した適正な会計処理が行われていることや社会福祉法の改正内容に則した運営がされているかなど厚生労働省の「指導監査ガイドライン」に基づき確認し、社会福祉協議会が今後も適切な法人運営を行っていきけるよう、適切かつ効果的な監査を実施していく。 | |